

# 子育て支援

## ファミリー・サポート・センター(特定非営利活動法人こどもサポート鈴鹿内)

「鈴鹿市ファミリー・サポート・センター」は、子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育ての援助ができる人(提供会員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんをお預かりする会員組織です。

緊急時に対応できない場合がありますので、必ず事前に会員登録(無料)をしてください。

※妊娠中の方も登録できます。

〈対象〉 市内に在住または在勤・在学しているおおむね小学生以下のお子さんをお持ちの方

〈主な活動内容〉

- ・保育所(園)、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなどの送迎・開始時まで又は終了後の預かり
- ・保護者の病気、産前産後で子どもの世話がつらいときの預かり
- ・通院、きょうだいの学校や幼稚園などの行事の間の預かり
- ・家族の入院や保護者の出張などによる宿泊の預かり
- ・趣味や食事、また地域社会活動への参加など、一時的に自分自身の時間がほしいときの預かり
- ・土・日・祝日、年末年始の預かり

〈所在地〉 桜島町6-20-3 ☎・FAX:059-381-1171

〈受付時間〉 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～19:00

※受付時間外に受け付けた依頼は「緊急時の利用」扱いとなります。

〈対象児一人あたりの利用料金〉

	7:00～19:00	19:00～7:00
通常の利用 (前日までの依頼受付)	700円/時間	800円/時間
緊急時の利用 (当日又は時間外の依頼受付)	1,000円/時間	1,200円/時間

・年末年始(12/29～1/3)の利用  
12/28までの時間内受付 1,000円/時間  
12/29～1/3の受付 1,200円/時間  
・宿泊の利用  
22:00～翌6:00(連続8時間)1回5,000円

※お子さんの送迎に必要な交通費については、別途支払いが生じます。

○キャンセル料

- ・前日までの取り消し …無料
- ・当日(予約開始前)までの取り消し …半額(上限3,500円)
- ・無断取り消し(予約時間開始後) …全額

〈ファミリー・サポート・センターのしくみ〉



## 一時預かり事業

保護者の仕事や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合に保育所(園)などでお子さんをお預かりします。利用料などは、実施する園によって異なりますので、各園に直接お問い合わせください。(▶P.18～20)

## 子育て支援ショートステイ事業

保護者が病気などの理由で養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて、一時的にお子さんをお預かりします(ただし、所得に応じて自己負担が必要となる場合があります)。

〈対象〉 18歳までの児童

〈利用期間〉 原則7日以内

問合せ先 子ども家庭支援課 ☎059-382-9140 FAX:059-382-9142



## 病児・病後児保育

### 病児・病後児保育室 ハピールーム

病気の回復期に至らない場合において、当面の症状の急変が認められないとき、または病気はほとんど回復しているが、まだ保育所などでの集団生活が困難で、家庭での保育ができない児童を一時的にお預かりします。

〈対象〉 市内在住または保護者が市内在勤の児童(生後6か月から小学生まで)

〈利用料金〉 1日1,500円(生活保護による被保護世帯は免除)

※別途、食事代(おやつ・ミルク含む)500円必要です。

〈利用時間〉 月～土曜日 8:45～17:30(祝日、盆、年末年始を除く)

〈所在地〉 南江島町8-10

☎059-388-7717 FAX:059-388-7718

〈利用できる病気の範囲〉 ・風邪、消化不良など児童が日常かかる病気  
・麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症  
・気管支喘息などの慢性疾患  
・骨折などの外傷性疾患  
・そのほか担当医師が利用可能と判断した病気

〈利用方法〉 ・ハピールームに電話で空き状況を確認のうえ、白子クリニック小児科の窓口に申し出てください。  
なお、お問い合わせは8:00以降をお願いします。

・利用の当日(水曜日以外)は、必ず白子クリニック小児科で受診し、担当医師が利用を決定します。

※登録については、初めての利用当日に行います。

〈注意事項〉 ・水曜日は、前日まで病児保育室を利用していた児童及び前日に診察を受け、利用可能と判断された児童に限ります。  
・利用定員(6名)を超える場合は利用できないことがあります。  
・利用前、利用中に診察や治療を受けたときは保険診療によりその費用が必要となることもあります。



事前見学も可能です。利用の仕方について話を聞いたり、実際に利用している様子を見たりすることで、もしものときにも安心して利用していただくことができます。

### 西条保育所 病後児保育室

病気の回復期にあり、保護者の仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合、保育所の専用スペースで児童を一時的にお預かりします。

〈対象〉 市内在住の児童(生後6か月から小学生まで)

〈利用料金〉 1日につき2,000円(生活保護による被保護世帯は免除)

※食事代を含む(ミルクの場合は持参)

〈利用時間〉 月～金曜日 8:00～17:30(祝日、年末年始を除く)

〈所在地〉 西条8-19-1

☎059-382-6518 FAX:059-382-6511

〈利用できる病気の範囲〉 ・風邪、感染性胃腸炎など、児童が日常かかる病気の急性期が過ぎて、回復期にある場合  
・水痘やおたふくかぜなどの感染症の回復期、感染期を過ぎた場合  
・気管支喘息などの慢性疾患で、症状が安定している場合  
・骨折、火傷などの外科性疾患、手術後で症状が固定している場合  
・そのほか医師が利用可能と判断した病気

〈利用方法〉 ・電話で空き状況を確認し、利用日前日の17:30までに予約してください。

・利用日の前日または当日にかかりつけ医を受診し、「医師連絡票」に記入してもらってください。

・利用日当日、担当看護師または保育士が、「医師連絡票」と子どもの状態を確認してから受け入れます。

※事前登録が必要です。「利用登録届出書」に必要事項を記入し、西条保育所で登録の手続きをしてください(利用当日でも可)。

〈注意事項〉 ・「医師連絡票」があっても、その後病状が悪化している場合はお預かりできない場合があります。  
・かかりつけ医を受診する際は、「医師連絡票」をお持ちください。  
※「医師連絡票」など利用の際に必要な書類は、西条保育所でお渡ししています。  
また、鈴鹿市ホームページからダウンロードすることもできます。



事前登録の際には、利用方法や持ち物などについて説明し、利用の際に必要な書類をお渡ししています。登録の手続きは利用当日でも可能ですが、もしものときに備えて、事前登録しておくと安心です。

子育て  
カレンダー

妊娠が  
わかったら

みんな  
で子育て

赤ちゃんが  
生まれたら

赤ちゃんの  
特徴

子どもの  
健康

就園・就学

子育て支援

おてかけ

災害に  
備えて

相談窓口

## ひとり親家庭のために

## 一人親家庭等医療費助成制度

医療保険に加入している次のいずれかに該当している方に対して、保険診療による医療費の自己負担額が助成されます(ただし、所得制限・受給要件があります)。事由発生日または転入日から1か月以内に福祉医療課で手続きを行ってください。

- ①一人親家庭の児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日までにある児童)とその児童を養育している親  
②父母のいない児童(同上) ③児童(同上)を養育している配偶者のない者



問合せ先 福祉医療課 ☎059-382-2788 FAX:059-382-9455

## 児童扶養手当

父母が離婚したときなど、父または母と生計をともにしていない児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日までにある児童)を養育している母もしくは父または養育者に支給される手当です。

なお、児童が中程度以上の障がい有する場合は、手続きにより20歳未満まで延長できます。また、所得制限・支給要件がありますので、詳しくは、子ども政策課にお問い合わせください。



## 母子家庭等自立支援給付金事業

児童(20歳未満)を養育している母子家庭の母、父子家庭の父などに対して就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の一部を支給したり、資格を取得するための訓練促進給付金を支給したりする事業です。相談、申請には事前予約が必要です。詳しくは、子ども政策課にお問い合わせください。



## 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

児童(20歳未満)を養育している母子家庭の母、父子家庭の父などに対して資金(学資金など)が借り受けられる県の貸付制度です。相談、申請には事前予約が必要です。詳しくは、子ども政策課にお問い合わせください。

## ひとり親家庭等学習支援事業「まなびーの」

学習支援により学習習慣を身に付け、学力の向上を図るとともに、進学などの相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、自立を促進します。

〈対象〉 小学4年生から中学3年生までのひとり親家庭の児童  
(児童扶養手当の支給要件を満たしている方に限る。)

〈開催日〉 土曜日 1授業90分

〈開催場所〉 子育て応援館(白子駅前6-33)  
牧田コミュニティセンター(平田東町5-10)

〈開催回数〉 年間 各50回程度



問合せ先 子ども政策課 ☎059-382-7661 FAX:059-382-9054

## 発達が気になるお子さんのために

## 発達に関する相談について

お友だちとうまく遊べない、かんしゃくを起こす、不安感が強いなど、お子さんのことで気になることはありませんか？  
お子さんへの関わり方がわからない…と悩んでいませんか？ 一人で悩まず相談してみましょう。

相談内容	問合せ先	TEL	受付時間
就学前の乳幼児の子育てや健康・言語(発音・吃音)などの発達についての相談	子ども保健課	382-2252	月～金曜日 8:30～17:15
18歳までの子どもの発達などの相談	子ども家庭支援課	382-9030 382-9140	
障害福祉サービスなどの利用に関する相談	障がい福祉課	382-7626	

## すずっこスクエア

集団へのなじみにくさや苦しさなど、何らかの課題や心配をもつお子さんとそのご家族の相談や、お子さんの特性に応じたサポートを心理士・保健師・教員・保育士などが一緒に考えます。

〈対象〉 4歳児クラス、5歳児クラス、小学1年生のお子さんとその保護者

〈内容〉 小集団でソーシャルスキルトレーニングを取り入れた活動を行います。

また、保護者の相談もお受けします。

福祉制度の利用方法や、関係施設や機関の紹介などの情報提供を行います。

※ソーシャルスキルトレーニングとは、社会生活技能訓練であり、上手に人とやりとりをする技術の練習をして、社会性を身につけていくものです。

〈利用時間〉 月・金曜日(祝日、盆、年末年始、年度始めを除く)

15:30~16:30

〈所在地〉 一ノ宮町557

〈申込み〉 子ども家庭支援課に電話またはFAXで予約してください。



問合せ先 子ども家庭支援課 ☎059-382-9140 FAX:059-382-9142

## 障がいのあるお子さんのために

### 手帳について

障がいの内容や程度に応じて区分されています。手帳を取得することで、さまざまなサービス(医療費の助成・障害福祉サービス)が受けられます。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

身体に障がいのある方	身体障害者手帳
知的に障がいのある方	療育手帳
精神に障がいのある方	精神障害者保健福祉手帳

### 手当および公費負担医療制度

障がいのあるお子さんを対象とした手当や医療費の助成などの経済的なサービスです。

障害児福祉手当 【障がい福祉課】	精神・知的または身体に障がいのある20歳未満の児童で、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給される手当です(ただし、所得制限があります。)
特別児童扶養手当 【障がい福祉課】	精神・知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している父母などに支給される手当です(ただし、所得制限があります。)
自立支援医療費(育成医療) 【障がい福祉課】	身体上の障がいを有する児童(18歳未満)または現存する疾患を放置すると、将来に障がいを残すと認められる児童に対して、治療に係る医療費の負担軽減を図ることを目的として行われる事業です(ただし、市民税額(所得割)に応じて費用の負担があります。)
小児慢性特定疾病医療費助成 【三重県鈴鹿保健所 地域保健課】 ☎059-382-8673	県内の18歳未満の児童などを対象に、小児慢性特定疾病にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、助成を行っています。各疾病ごとに状態の程度(対象基準)が定められていますので、主治医と相談の上、保健所へ申請してください(ただし、市民税額(所得割)に応じて費用の負担があります。)

### 障がい児通所支援施設

利用には、障がい福祉課での申請・面談が必要です。事前にお問い合わせください。

### ■児童発達支援事業所

療育が必要と認められる就学前のお子さんを対象に、日常生活や社会生活をスムーズにするための支援を行います。

### ■放課後等デイサービス事業所

支援が必要と認められる就学中のお子さんを対象に、発達支援や居場所づくりを目的とし、放課後や学校休業日などに訓練や療育などの支援を行います。

問合せ先 障がい福祉課 ☎059-382-7626 FAX:059-382-7607

「障がい福祉課」



子育て  
カレンダー

妊娠が  
わかったら

みんなで  
子育て

赤ちゃんが  
生まれたら

赤ちゃんの  
特徴

子どもの  
健康

就園・就学

子育て支援

おでかけ

災害に  
備えて

相談窓口